２　商業動態調査員は、都道府県知事から指定された事業所（以下「担当事業所」という。）又は調査区（以下「担当調査区」という。）を担当する。

３　商業動態調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当事業所又は担当調査区内にある事業所に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

第十五条　削除

（調査票等及び集計表の保存期間）

第十六条　［略］

２　都道府県知事の保存する調査票の保存期間は、一年とする。

３　［略］

［削る］

（調査票等及び集計表の保存期間）

第十二条　［略］

［削る］

２　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和二年三月一日から施行する。

（経過措置）

２　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する商業動態統計調査については、なお従前の例による。

３　都道府県知事の保存する調査票（平成三十一年三月分調査から令和二年二月分調査までの調査票に限る。）の保存期間は、当該調査票を受理した日から令和二年三月十五日までとする。

○経済産業省令第十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令

（一般高圧ガス保安規則の改正）

第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保安統括者の選任等）	（保安統括者の選任等）
第六十四条　［略］	**第六十四条**　［略］
２　法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。	２　法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。
一～四　［略］	一～四　［略］

五　処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ　甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ　甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンドに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ　甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が

［新設］

五　処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

［新設］

［新設］